

# 公益社団法人八千代市シルバー人材センター継続就業基準

平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、公益社団法人八千代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が就業をするにあたり、より多くの会員が就業の場を確保できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

(対象)

第 2 条 この基準は、センターが提供する仕事で、1 年以上継続して同一職種に就業する会員を対象とする。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(就業期間)

第 3 条 継続就業の期間（以下「就業期間」という。）は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、年度の途中から就業を開始した場合の就業期間は、その開始した日から 3 月 31 日までとする。

【令和 8 年 1 月 29 日・一部改正】

2 80 歳に達した年度以降における会員の継続就業期間については、期間満了までに毎年度関係者による面接等を行い、当該就業先において引き続き就業できるか否かを判断する。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

【令和 6 年 7 月 25 日・一部改正】

【令和 8 年 1 月 29 日・一部改正】

3 就業期間については、センターがその間の就業を保証するものではない。

【令和 8 年 1 月 29 日・一部改正】

(就業確認等)

第 4 条 新たに継続就業に就く会員は、センターから提示された下記に掲げる各号の書類を確認し、就業期間の開始日の 10 日前までに第 2 号の書類を提出しなければならない。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】  
【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】  
【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】  
【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

- (1) 就業確認書（様式 1）
- (2) 就業承諾書（様式 2）

【平成 30 年 3 月 22 日・一部改正】

（就業の制限）

第 5 条 センターにおける就業は、会員一人当たりの就業日数が 1 ヶ月 10 日程度、週 20 時間以内を目安とする。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】  
【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】  
【令和 8 年 1 月 29 日・一部改正】

- 2 会員一人当たりの就業日数が 1 ヶ月 10 日、週 20 時間を超える場合は、複数の会員が業務を時間や日にちで分担するローテーション就業を適用する。ただし、当該作業に会員が不足する場合は、この限りではない。

【令和 8 年 1 月 29 日・一部改正】

（就業の中止）

第 6 条 センターは、就業する会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、就業管理委員会（以下「委員会」という。）にその旨を報告する。

- (1) 健康上、就業が困難とみられる場合
- (2) 発注者の求める就業を履行できない場合
- (3) 会員同士の共同作業ができない場合
- (4) センターの指示に従わない場合
- (5) その他、就業に適さない場合

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】  
【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

- 2 委員会は、報告を受けた後、直ちに会員本人に対して事情を聴き、また共同作業からの事実確認をしたうえ、事実と認められる場合には、就業期間内にもかかわらず、就業を交代させることができるものとする。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】  
【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】  
【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(就業の更新)

第 7 条 就業期間の満了前にセンターから引き続き継続就業を提示され、就業を続ける意思のある会員は、発注者との契約が更新されない場合を除き、就業の更新の手続をとらなければならない。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

【令和 6 年 7 月 25 日・一部改正】

2 更新に際しては、第 4 条第 2 号に規定された書類を、就業期間満了日の 10 日前までにセンターへ提出しなければならない。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

3 更新の通知を受けたにもかかわらず、就業期間の満了日までに更新の手続をとらなかった場合は、翌年度の継続就業には就けないものとする。ただし、やむを得ない事情により満了日までに手続ができない場合は、この限りでない。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

第 8 条 削除

【令和 6 年 7 月 25 日・削除】

第 9 条 削除

【令和 6 年 7 月 25 日・削除】

(基準の改廃)

第 10 条 この基準の改廃は、理事会の議決を経て行う。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

(委任)

第 11 条 この基準の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 28 日改正）

この基準は平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 29 日改正）

この基準は平成 24 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 25 日改正）

（施行期日）

1 この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 27 年 4 月 1 日より前に継続就業に従事した会員の改正後の基準の適用については、従前の会員との均衡を図るため、会長が別に定めるところにより就業期間の調整を行うものとする。

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成 28 年 2 月 25 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 当分の間、平成 27 年 3 月 31 日現在、継続就業に従事中の会員の継続就業期間は、旧基準第 8 条第 1 号の延長「1 年」をそれぞれ下表の字句に読み替えるものとする。ただし、平成 17 年 3 月以前から継続就業に就いている会員の継続就業満了日は、平成 27 年 3 月 31 日とする。

継続就業開始時期	延長期間
平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	5 年
平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	4 年
平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで	3 年
平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	2 年
平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	1 年

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 日改正)

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。